

奈良県告示第百八十四号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第一項の規定により、次の者を受胎調節実地指導員に指定した。

令和四年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

指定証番号	住所	氏名
六四五	〇一 橿原市地黄町八四―三 シテイーパルイー二	駒井 朋美